

令和7年度 部活動運営計画

1 部活動の方針

- (1) 同じ興味・関心をもった生徒が集まり、自分の得意な分野を一層伸ばしながら、個性豊かな幅広い人間になるための一助とする。
- (2) 共同・集団生活により、余暇の善用と友情を深め、共同生活の向上、発展に尽くす能力を養うための一助とする。
- (3) 学校を代表して対外試合・コンクールなどに参加出場し、成果を上げて六中の名声を高め、士気と団結力を高めるための一助とする。

2 運営の計画

【部活動指導上の留意点】

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| ① 技術面より人格面を重視する。 | ＜マナー・礼儀の指導を＞ |
| ② 生徒の過重負担にならないようにする。 | ＜適度な休養を＞ |
| ③ 個人指導を十分に行い、選手養成本位にならないようにする。 | ＜全員に活躍の機会を＞ |
| ④ 父母や地域社会の理解と協力を得る。 | ＜連絡と敏速な対応を＞ |
| ⑤ 後始末や清掃も活動の一環とする。 | ＜活動場所への感謝を＞ |
| ⑥ 担任と顧問との連携を密にする。 | ＜生徒指導の役割を＞ |
| ⑦ 「時間を守る」の徹底。 | ＜特に朝部活終了から読書・集会開始時刻の厳守＞ |
| ⑧ 報連相の重要性を教える。 | ＜集団で行っている活動、コミュニケーション能力の育成＞ |

3 運営方法の具体

- (1) 本年度開設する部 (13) ※部活動への入部は、個人の意志による。(全員加入ではない)
 - ①運動部 (10) バレーボール (男女)、バスケットボール (男女)、ソフトテニス (男女)、剣道、水泳、野球、サッカー
 - ②文化部 (3) 吹奏楽、合唱、美術※部長会は必要が生じた際に随時招集して行う。
- (2) 活動時間 ※今年度の活動は、発足会後の4月7日(月)の放課後からとする。
 - ①朝の活動(中体連大会前 2週間)
7:30~8:00(更衣を済ませ、8:10には入室できる時間に終了)
※集会日は7:55に活動を終了する。7:00より早く登校することのないようにする。
 - ②放課後の活動
 - (ア) 開始時刻 6時間日課・・・16:30 開始 5時間日課・・・15:30 開始 ※(1日2時間以内)
 - (イ) 終了時刻 下表を目安に日没時刻に応じて変わる。終了時刻の15分後が完全下校となる。

期間	4/7 ～	4/28 ～	8/25 ～	9/1 ～	9/16 ～	9/30 ～	10/14 ～	10/20 ～	11/4 ～	1/13 ～	1/26 ～	2/16 ～	3/2 ～
終了	17:45	18:15	17:45	17:30	17:15	17:00	16:45	16:30	16:15	16:30	16:45	17:00	17:15
下校	18:00	18:30	18:00	17:45	17:30	17:15	17:00	16:45	16:30	16:45	17:00	17:15	17:30

※1週間毎に、輪番で各部が週番を行い、完全下校指導を行う。

※日没時間を考慮して期間や終了時刻の変動あり。(月暦又は週暦で連絡確認)

※完全時刻が18:30の期間であっても、5時間日課の時は下校が早まる。

※No部活dayは年間を通して水曜日とする。(中体連大会2週間前は、部の計画で活動することも可)

- ③休日および長期休業中の活動 ※活動時間は3時間程度とする。準備の時間は含まない。
- (ア) 週休日に活動する場合は、学校長の許可を得て、土・日どちらか一方とし、活動時間は原則、半日とする。
- (イ) 大会、練習試合等で土日両日活動した場合は、別の週末で休息日を振り替える。
- (ウ) 長期休業中の活動は、休みの日数の半分以上で計画を立てる。
- (エ) 休日および長期休業中の活動、対外試合等については、1週間前までに家庭に通知を出す。
- (オ) 部活動で登校する場合は、制服または運動着とし、私服では登校しない（自主練も含む）。
- ※休日の部活動については、年間活動計画を4月当初に出す。

④部活動延長について ※活動する際は保護者の同意を得てから行う。

- (ア) 10月～2月の期間で週2回以内。 10月開始、2月末終了。
- (イ) 活動は2時間程度で、最終18：30、完全下校18：45。
- 水曜日の5時間日課の場合は、活動時間が2時間を超えないように各部で計画を立てる。
- ※延長部活を行う日は、朝の活動は行わない。（1日2時間以内の活動時間を超過するため）
- (ウ) 保護者の迎えが必要なため、実施に当たっては事前に説明をし、希望者のみ参加とする。
- (エ) 各部の正副顧問、保護者会で協議して実施の可否を決定し、顧問間で場所を調整する。

⑤テスト前の活動について

- (ア) 土日を含み、テスト3日前をテスト勉強のための休みとする。
- (イ) 大会やコンクールがテスト3日前の間に行われる場合は、学校長の許可を得て、保護者の理解を得た上で参加するものとする。

(3) 活動中の水分補給

- ① 休日、スポーツドリンクが必要な場合は、水筒またはスクイーズボトルに入れて持ってくる。
- ② 必要な水分補給以外の飲食は、原則として昼食時以外は行わない。

4 朝の活動について

- (1) 10月から2月末までの期間で、中体連主催の大会前2週間のみ活動。

朝と午後の活動を合わせて2時間を超える活動は行わない。延長部活開始時期と併せる。

- (2) 活動時間について

- ① 7：30～8：00（更衣を済ませ、8：10には昇降口を通過する）
- ② 集会日には、7：55に活動を終了する。
- ③ 開錠時間は7：15のため、朝早く登校させないように指導する。また、生徒のみの自主練は不可。実施する場合は指導者がつき、安全に配慮した活動を行う。
- ④ 期間内の実施の可否は、各部で判断する。また、学校長の判断で活動なしにする場合もある。

- (3) その他

- ① 土日と活動が続いた場合などは、翌週に休養日をとることも各部で判断する。
- ② 9月までに行われる新人大会も夏季大会に準じて同様に2週間程度実施しても良い。

5 部活動育成費

- ・例年、市、PTAより、補助あり。昨年度の補助は、市約13万円、PTA10万円程度。
- ・中体連大会でバスを使用した場合のみ市から補助あり。基本的に自己負担になる。

6 第六中学校部活動廃部規定

- ・令和3年度のプロジェクトで、廃部規定を検討し、作成したものである。
- ・令和5年度から施行するため、前年度（4年度）から、部活動説明会や、新入生説明会で部活動の廃部に関わる規定の説明をしてきた。
- ・今年度より施行。

部活動廃部規程

本校の部活動について、県教育委員会の示す「長野県中学生期のスポーツ活動指針〔改定版〕」に則り、指導者や施設・設備の状況に応じながら適正な数になるようにするため、以下の規程を定める。

その年度当初の1年生の本入部手続きを終えた段階において、2年生と1年生の部員数の合計が、各競技の規定人数（※1）に達しない部は「廃部検討対象」とする。「廃部検討対象」となった部は、日々の活動や大会への参加状況、小学生のスポーツ少年団の団員数、翌年・翌々年の新入部員数等を参考にしながら、「存続」か「廃部」の検討を進めていくこととする。また、柔道、スキー、スケート、バドミントン等の学校外活動の運動部活動については、個人での大会参加は可能なため、「廃部」に関する規程は設けないこととする。

1 各競技の規定人数について（※1）

○「規定人数」各競技の「試合や団体戦に出場可能な人数」を参考に、以下のとおりとする。

N o	競技名	規定人数
1	男子・女子バスケットボール	5
2	男子・女子バレーボール	6
3	男子・女子ソフトテニス	4（団体戦）
4	サッカー	11
5	野球	9
6	剣道	3（団体戦）
7	水泳	4（リレー）

※水泳部については、男女の両方が規定人数に達しない場合に適用する。

2 「廃部検討対象」とした運動部の「廃部」「解除」までの流れについて

（1）「廃部検討対象」となった年度に在籍している1・2年生部員について、以下のように対応する。

【バスケットボール・バレーボール・サッカー・野球】

- ・中体連主催の総体後、その後の大会参加については、他校との合同チーム編成等を検討しながら活動を続けることができる。（その該当学年部員が3年生になるまで）

【ソフトテニス・剣道・水泳】

- ・団体戦に出場できないが、個人戦のみに大会参加できるため、活動を続けることができる。
- ・他校との合同チーム編成は個人戦が存在する競技には認められていない。

（2）「廃部検討対象」の部が、解除される条件については、以下のとおりとする。

【全運動部】

- ・「廃部検討対象」となった年度の翌年、同一学年内で団体戦等における規定人数の部員が入部することを廃部解除の必須条件とする。その上で、顧問や施設設備等の観点から部活動顧問会議で、解除の是非を検討し決定する。
- ・「同一学年内で規定人数に達する」の理由は、翌年度の新入部員が規定人数に達していれば、翌々年度の新入部員が規定人数に達していなくとも（新入部員0名の場合でも）、部（チーム）として規定人数を満たし、大会参加が可能であるため。

（3）「廃部検討対象」の部が、「廃部」となる条件については、以下のとおりとする。

【全運動部】

- ・「廃部検討対象」となった年度から2年連続してチームが成立しなかった場合は新年度の新人部員の募集をせず、残っている3年生の総合体育大会終了時点で「廃部」とする。

3 文化部（吹奏楽部・合唱部・美術部）の「廃部」までの流れについて

○文化部が「廃部」となる条件については、以下のとおりとする。

- ・ 2年連続して1年生の新入部員が3名以下だった場合は、残っている3年生の活動終了時点で「廃部」とする。「廃部」が決定した年度の翌年から1年生の募集は行わないこととする。

4 その他

- (1) 個人戦のあるソフトテニス・剣道・水泳等が「廃部」となった場合、翌年以降、学校外活動（社会体育）で活動している1年生が入学してきた場合は、学校外活動として中体連の参加は認めていくこととする。
- (2) 3年生の引退以外でいずれかの学年の部員が0になった場合には、廃部対象とし、次年度の部員募集は行わない。所属する部員の引退または転部後、廃部とする。
- (3) 廃部になる部活動に所属し、活動期間が残されている生徒について、転部希望がある場合は所定の手続きを取って転部を認める。
- (4) 令和5年度以降、中体連の大会参加範囲の拡大に伴い、上田市教委が認める拠点校部活が開始された場合は、本規程を見直していくものとする。

5 附則

- (1) 本規程は令和5年度より実施する。

	<前年度>		<初年度（0年）>			<翌年度（1年後）>			<翌々年度>			
	現在	新入生 本入部	中体連 夏季大会	新人大会	新入生 本入部	中体連 夏季大会	新人大会	新入生 本入部				
A部 (バスケ) 規定人数：5名	例： 2年 3名 1年 4名 計 7名	1, 2年 部員合計 5名以上 を満たし ていない	3年 3名 2年 4名 1年 0名 計 7名	廃部検討対象	通常 参加	2年4名 合同チーム 参加可能	2年連続 1, 2年 部員合計 5名以上 を満たし ていない	3年 4名 2年 0名 1年 3名 計 7名	廃部決定	通常 参加	部員3名 合同チーム 参加可能 3月末をもって 廃部	募集なし
B部 (野球) 規定人数：9名	例： 2年 7名 1年 2名 計 9名	1, 2年 部員合計 9名以上 を満たし ていない	3年 7名 2年 2名 1年 3名 計12名	廃部検討対象	通常 参加	部員5名 合同 チーム 参加 可能	同一学年 内で規定 人数の9 名以上を 満たして いる	3年 2名 2年 3名 1年10名 計15名	廃部検討対象解除	通常 参加	通常 参加	3年 3名 2年10名 1年 5名 計18名
C部 (ソフトテニス) 規定人数：4名	例： 2年10名 1年 2名 計12名		3年10名 2年 2名 1年 2名 計14名	通常 参加	通常 参加	1, 2年 部員合計 4名以上 を満たし ていない	3年 2名 2年 2名 1年 1名 計 5名	廃部検討対象	通常 参加	部員3名 合同チーム 参加可能	2年連続 1, 2年 部員合計 4名以上 を満たし ていない	3年 2名 2年 1名 1年 1名 計 4名 廃部決定
D部 (吹奏楽) 規定人数：3名	例： 2年10名 1年12名 計22名	新入部員 3名以上 を満たし ていない	3年10名 2年12名 1年 1名 計23名	廃部検討対象	通常 参加	コンクール 通常参加	2年連続 新入部員 3名以上 を満たし ていない	3年12名 2年 1名 1年 1名 計14名	廃部決定	通常 参加	コンクール 通常参加 3月末をもって 廃部	募集なし

※どの年度でも、新入部員が入部した段階で、「廃部検討対象」「廃部検討対象解除」「廃部決定」が決まる。

令和7年度 部活動について

1 部活動の方針

本校の部活動は、スポーツ庁の「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」、県の「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を基に、上田市の「上田市立中学校に係る部活動の方針」に沿って運営し、生徒にとって適正で、効果的な活動を目指します。

- ① 休息日は、平日で1日、土日で1日、計週2日は設定します。
- ② 大会、練習試合等で土日両方活動した場合、別の週末で休息日を振り替えます。
- ③ 一日の活動時間は、平日2時間、休日は3時間とします。(準備片付けの時間は含みません)

(1) 願い

- ① 部活動を通じ、同じ目標をもった仲間と共に、互いの個性を尊重しながら自己を磨く生徒になってほしい。
- ② 生徒が部活動を通して身につけた「礼を正し、場を浄め、時を守る」の精神を様々な生活の中で活かしてほしい。

(2) 具体的な指導事項(技術面以外について)

- ① 「礼を正す」… さわやかな挨拶、指導者・保護者・仲間・道具・会場・相手チーム・審判等への感謝の気持ち、試合や集団生活におけるルールの遵守、マナーの向上
- ② 「場を浄める」… 部室、活動場所の整理整頓、靴をそろえる、大会会場の清掃
- ③ 「時を守る」… 練習の開始時刻・下校時刻・朝読書開始時刻の遵守、生活のリズムをつくる

(3) 活動上の留意事項

- ① 指針等に準拠し、適度な休息日を設け、生徒に過重な負担がかからないように配慮する。
- ② 保護者や地域と連携をとり、理解や協力を得ながら行う。
- ③ 部活動顧問と学級担任と連携を密にし、生徒の良い面などについて生徒理解を深める。

2 運営について

(1) 朝の活動

① 活動期間(10月～2月)

中体連前2週間のみ実施可能

※朝の活動は、実施しない部活もあります

② 活動時間について

(ア) 7:30～8:00

(イ) 昇降口、体育館解錠が7:15のため、それより早く登校しない。

(2) 放課後の活動

① 開始時刻 6時間授業の日…16:30開始 5時間授業の日…15:30開始

② 終了時刻 下表を目安に日没時刻に応じて変わる。終了時刻の15分後が完全下校となる。

※水曜日の放課後は、ノー部活とし、活動を行わない。

※平日は2時間程度の活動が原則のため、5時間授業の日の下校は下記より早まります。

期間	4/7 ～	4/28 ～	8/25 ～	9/1 ～	9/16 ～	9/30 ～	10/14 ～	10/20 ～	11/4 ～	1/13 ～	1/26 ～	2/16 ～	3/2 ～
終了	17:45	18:15	17:45	17:30	17:15	17:00	16:45	16:30	16:15	16:30	16:45	17:00	17:15
下校	18:00	18:30	18:00	17:45	17:30	17:15	17:00	16:45	16:30	16:45	17:00	17:15	17:30

(3) 休日および長期休業中の活動

- ① 週休日に活動する場合は、学校長の許可のもと、土・日どちらか一方とする。(練習は半日)
ただし、大会や練習試合等で両日活動した場合には、別の週末で活動しない休息日を振り替える。
- ② 長期休業中の活動は、学校長の許可を得て、休みの日数の半分以上で計画を立てる。
- ③ 休日および長期休業中の活動、対外試合等の参加については1週間前までに家庭に通知を出す。
- ④ 部活動で登校する場合は、制服または運動着とし、私服では登校しない。

(4) 部活動延長について(上田市の「方針」に準拠して行う)

- ① 10月～2月末の期間で週2回以内(部活動延長を実施しない部もあります)
- ② 時間は2時間程度で18:30まで行ってよい。延長する日の朝は活動しない。完全下校は18:45。
- ③ 保護者の迎えが必要な活動となるため、実施に当たっては事前に説明をし、希望者のみとする。
※同じ時間に駐車場に保護者の方の車が集中することがあり、大変混雑します。サッカー部や野球部は校庭の南門の利用などの工夫をして、混雑を緩和します。体育館横駐車場を使用する場合は、場内を一方通行とし、東門から出るようにします。(休日や日中に東門は使わない)
- ④ 各部の正副顧問、保護者会で協議して実施の可否を決定し、顧問間で場所を調整する。
(9月頃に調整を行います)

(5) テスト前の活動について

- ① 土日を含み、テスト3日前をテスト勉強のための休みとする。
- ② 大会やコンクールがテスト3日前の間に行われる場合は、学校長の許可を得て、保護者の理解を得た上で参加するものとする。

(6) 活動中の水分補給

- ① 休日、スポーツドリンクが必要な場合は、水筒またはスクイーズボトルに入れて持ってくる。
- ② 必要な水分補給以外の飲食は、原則として昼食時以外に行わない。

3 その他

・部活動の今後のあり方については、地域移行など国や県が主導して検討されています。六中では生徒数が減少に伴い、職員数も減少してきています。そのため、現在設置している部の維持が今後苦しくなることが予想されます。(顧問の確保が難しくなるなど)学校では、部活動の今後のあり方について、地域の受け皿の整備状況を踏まえながら、検討を開始しております。昨年度は部活動運営委員会を実施し、顧問、外部指導者、保護者と今後の部活動の在り方について共有しました。本年度も、部活動運営委員会を適宜行いながら、今後の部活動の在り方について共通理解を図りながら検討・実施していきます。

この通知は部活参観時にもお持ちください。